

○国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則

平成17年3月24日  
法人規則第18号

改正 平成17年法人規則第56号  
平成17年法人規則第61号  
平成18年法人規則第18号  
平成19年法人規則第4号  
平成19年法人規則第21号  
平成19年法人規則第63号  
平成20年法人規則第13号  
平成20年法人規則第32号  
平成21年法人規則第13号  
平成21年法人規則第39号  
平成21年法人規則第52号  
平成22年法人規則第16号  
平成22年法人規則第53号  
平成22年法人規則第57号  
平成23年法人規則第25号  
平成24年法人規則第18号  
平成24年法人規則第42号  
平成24年法人規則第46号  
平成24年法人規則第49号  
平成25年法人規則第17号  
平成25年法人規則第50号  
平成25年法人規則第53号  
平成26年法人規則第43号  
平成27年法人規則第9号  
平成28年法人規則第6号  
平成28年法人規則第10号  
平成29年法人規則第4号  
平成29年法人規則第9号  
平成30年法人規則第4号  
平成30年法人規則第16号  
平成31年法人規則第4号  
平成31年法人規則第8号  
令和元年法人規則第22号  
令和2年法人規則第5号  
令和2年法人規則第28号  
令和3年法人規則第10号  
令和3年法人規則第24号  
令和4年法人規則第32号  
令和4年法人規則第58号

令和 5年法人規則第23号  
令和 5年法人規則第45号  
令和 6年法人規則第14号  
令和 6年法人規則第43号

## 国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給与総則（第2条－第9条）
- 第3章 俸給月額（第10条－第11条の2）
- 第4章 俸給月額及び基本年俸額の決定（第12条－第16条の2）
- 第5章 昇給及び降号（第17条－第19条）
- 第6章 給与の調整（第20条－第23条）
- 第7章 手当（第24条－第41条）
- 第8章 教職調整額（第42条）
- 第9章 休業給（第43条）
- 第10章 雑則（第44条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第64条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学に附属して置かれる附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2章 給与総則

#### （給与の種類、計算期間及び支給日）

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類		給与の計算期間	給与支給日
俸給	俸給月額	月の初日から末日まで	毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	俸給の調整額		
	教職調整額		
	休業給		
	管理職手当		
	主幹教諭手当		
	扶養手当		

手 当	教育研究等連携手当		
	住居手当		
	通勤手当	月の初日から末日まで。ただし、交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は、支給単位期間（支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間。以下この条及び第28条において同じ。）に係る最初の月の初日から最後の月の末日まで。	毎月（交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は支給単位期間に係る最初の月）17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	単身赴任手当	月の初日から末日まで	毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	義務教育等教員特別手当		
	産業教育手当		
	教員特殊業務手当		
	教育実習等指導手当		
	教育業務連絡指導手当		
	極地観測手当		
	時間外勤務手当		
	休日給		
	夜勤手当		
	宿日直手当		
	期末手当	/	6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）
勤勉手当	3月31日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）		
特別貢献手当			

2 前項の規定にかかわらず、附属学校職員就業規則第61条に規定する基本年俸による給与の種類、計算期間及び支給日は、別に定める。

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除するものとし、職員が希望した場合は、職員の指定する職員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払うものとする。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。俸給月額及び基本年俸表に定める基本月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から附属学校職員就業規則第47条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、主幹教諭手当、教育研究等連携手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び教職調整額の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 退職又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によつて生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てるとき。

(2) 本人又はその収入によつて生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。

(3) その他任命権者が前2号に準ずると認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条及び第34条から第36条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額、俸給の調整額、教職調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額(算出の基礎から扶養手当を除く。)、管理職手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び基本年俸表に定める基本月額の合計額を1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 第3章 俸給月額及び基本年俸

#### (俸給月額)

第10条 俸給月額は、俸給表に定める級及び号俸に対応する額とする。

- 2 職員の受ける級及び号俸は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件を考慮して決定する。
- 3 職員の受ける級及び号俸が前項の規定に合致していないと任命権者が認めたときは、その俸給月額を調整することができる。

#### (俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員（一）俸給表（別表第1）
  - (2) 一般職員（二）俸給表（別表第2）
  - (3) 教育職員（二）俸給表（別表第3）
  - (4) 教育職員（三）俸給表（別表第4）
  - (5) 医療職員（一）俸給表（別表第5）
  - (6) 医療職員（二）俸給表（別表第6）
- 2 前項の俸給表に定める俸給月額は、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、これを改定するものとする。

#### (基本年俸)

第11条の2 基本年俸は、別表第7に定める基本年俸表の号俸に対応する額とする。

- 2 前項の基本年俸表に定める年俸は、前条第2項の規定を準用することができる。

### 第4章 俸給月額及び基本年俸額の決定

#### (俸給月額の決定)

第12条 新たに雇用する職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の職務の級により、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、学長が決定する。

#### (昇格)

第13条 附属学校職員就業規則第9条の規定により昇任したとき又は職員の従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級以上の上位の級に昇格させることができる。

- 2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

#### (降格)

第14条 附属学校職員就業規則第14条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

- 2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

#### (初任給基準を異にする異動)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職に異動させる場

合には、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

(俸給表の適用を異にする異動)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職に異動させる場合は、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

(基本年俸額の決定)

第16条の2 新たに雇用する附属学校職員就業規則第61条に規定する給与が基本年俸である職員(以下「基本年俸職員」という。)の基本年俸の号俸は、その者の業績及び能力を考慮して学長が決定する。

## 第5章 昇給及び降号

(昇給及び降号)

第17条 職員(基本年俸職員を除く。)の昇給及び降号は、法人規程で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給又は降号させるか否か及び昇給又は降号させる場合の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸(一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして法人規程で定める職員にあっては、3号俸)とすることを標準として法人規程で定める基準に従い決定する。

3 55歳(一般職員(二)俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好を超える場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて法人規程で定める基準に従い決定する。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給及び降号に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第18条 削除

第19条 削除

## 第6章 給与の調整

(休職者の給与)

第20条 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第1号の規定により休職にされたときは、次に掲げる場合を除き、給与を支給しない。

(1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その休職の期間中、給与の全額(労働基準法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年12月28日労働省令第30号。以下「特別支給金支給規則」という。)第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

(2) 前号に規定する事由以外のときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給月額、俸

給の調整額、教職調整額、扶養手当、教育研究等連携手当、住居手当、期末手当（以下この条において「俸給等」という。）及び基本年俸表に定める基本月額 $100$ 分の $80$ を支給する。

- 2 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等及び基本年俸表に定める基本月額 $100$ 分の $60$ 以内を支給することができる。
- 3 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第3号の規定により休職にされたときは、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その休職の期間中、俸給等及び基本年俸表に定める基本月額 $100$ 分の $100$ 以内(労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額)を支給することができる。
  - (2) 前号に規定する事由以外のときは、その休職の期間中、俸給等及び基本年俸表に定める基本月額 $100$ 分の $70$ 以内を支給することができる。
- 4 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第4号の規定により休職にされたときは、任命権者が別に決定する。

#### （育児短時間勤務者の給与）

第20条の2 職員が附属学校職員就業規則第23条の2の規定により育児短時間勤務をするようになったときは、俸給月額、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当、主幹教諭手当、教育研究等連携手当及び基本年俸表に定める基本月額にそれぞれ算出率（当該職員の1週間当たりの勤務時間を1週間の所定勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を支給する。

#### （給与の減額及び不支給）

- 第21条 職員が所定の勤務時間を勤務しないときは、附属学校職員就業規則第35条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成17年法人規則第19号）第15条の規定による特定病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の日につき、俸給月額、俸給の調整額及び基本年俸表に定める基本月額の半額を減ずる。ただし、業務上又は通勤災害に伴うときを除く。
  - 3 前項の規定により俸給月額、俸給の調整額及び基本年俸表に定める基本月額の半額を減ずる期間が1年を超える場合は、超えることとなる期間については、給与は支給しない。
  - 4 業務上又は通勤災害により、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置となったときに、労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条による休業特別支給金の額に相当する額を受けることとなった場合は、前2項の規定にかかわらず、給与から当該相当する額を除いた額を支給する。

#### （俸給の調整額）

第22条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員（第16条の2の規定により決定された基本年俸の算出の基礎となっている俸給月額を含む。以下この条において同じ。）と任命権者が認めるときは、職員の俸給月額の調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給月額の調整を行う職員は、別表第8の区分に掲げる職員とする。
- 3 俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表（第16条の2の規定により決定された基本年俸の算出の基礎となっている俸給表を含む。）の職務の級に応じて別表第9に掲げる調整基本額（その額が俸給月額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第8の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### （派遣職員の給与）

第23条 職員が附属学校職員就業規則第12条の規定により派遣され、国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第11条に該当する場合は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に復帰後に、派遣されていた期間に係る俸給月額とそれに対する教育研究等連携手当の差額を俸給月額又は教育研究等連携手当として支給する。

### 第7章 手当

#### （管理職手当）

第24条 管理職手当は、職務の困難性及び特別の責任を有する管理又は監督の地位にある別表第10の職種に応じ支給するものとし、手当の月額は、同表に掲げる額とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 職員が、管理職手当が支給される複数の職を兼務する場合は、前項に掲げる手当額の高い額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### （主幹教諭手当）

第24条の2 主幹教諭手当は、附属学校に勤務する主幹教諭に、月額10,000円を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、主幹教諭手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### （扶養手当）

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいい、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

区分	対象者	手当額
第1号	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	6,500円(一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般職員(一)」



		8級職員等」という。)にあつては、3,500円、一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの(以下「一般職員(一)9級職員」という。)にあつては、支給しない。)
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(一般職員(一)8級職員等にあつては、3,500円、一般職員(一)9級職員にあつては、支給しない。)
第4号	満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号	重度心身障害者	

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4 新たに職員となった者に扶養親族(一般職員(一)9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合又は職員に第2項の要件に変更が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養の事実等を証明する書類を添付して任命権者に届け出なければならない。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(教育研究等連携手当)

第26条 教育研究等連携手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮しつつ、大学総体としての教育研究活動の一層の円滑・活性化に資する環境を整備するため、次の表に掲げる地域の勤務場所に勤務する職員に支給するものとし、手当の月額は、俸給月額、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当、主幹教諭手当及び扶養手当の月額の合計額に、当該支給割合を乗じて得た額とする。

地 域	支給割合
東京都特別区	100分の19.7
上記以外	100分の15.5

2 前項に規定するもののほか、教育研究等連携手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第26条の2 削除

(住居手当)

第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、住居手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。

職 員 の 区 分	手 当 額
-----------	-------

第1号	自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他法人規程で定める職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
		ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
		イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
第2号	第33条の規定により単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者が居住するための住宅（法人、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

- 2 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（通勤手当）

第28条 通勤手当は、次項各号に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満である職員には支給しない。

- 2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

区 分		手 当 額	
第1号	通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用する職員	通勤に要する運賃等の額を基礎として算出した額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、1か月当たり55,000円を上限とする。	
第2号	通勤のため自動車等の交通手段を使用する職員	自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満	2,000円
		使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
		使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円

		使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
		使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
		使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
		使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
		使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
		使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
		使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
		使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
		使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
		使用距離が片道60キロメートル以上	31,600円
第3号	通勤のため交通機関等を利用し、かつ、自動車等を使用する職員	運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に規定する額に満たないときは、前号に規定する額とする。	

- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員については、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であることを要しないものとする。
- 4 第2項第2号に掲げる職員のうち育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務者」という。）であって、平均1か月当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。
- 5 職員は、新たに第1項の要件に該当することとなった場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、速やかに、任命権者に届け出なければならない。
- 6 通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（単身赴任手当）

第29条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動及び国の機関等からの人事交流等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他法人規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配

偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して、法人規程で定める基準に照らし困難であると認められたものうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認められた職員に支給する。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### （教員特殊業務手当）

第30条 教員特殊業務手当は、附属学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員又は実習助手が、次に掲げる事由に該当する場合に支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち、次に掲げる業務について、附属学校職員就業規則第47条に規定する休日（同規則第48条の規定により休日の振替日を含む。）において、終日（日中8時間程度とする。以下同じ。）従事した場合又は休日以外の日においてこれと同程度の時間従事した場合
  - ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
  - イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
  - ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務（宿泊を伴うものに限る。）に8時間程度従事した場合
- (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務に終日従事した場合（附属学校職員就業規則第47条に規定する休日の日に限る。）又は休日以外の日において終日従事した場合（宿泊を伴うものに限る。）
- (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務に4時間程度従事した場合（附属学校職員就業規則第47条に規定する休日の日に限る。）
- (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務に従事した場合（附属学校職員

就業規則第47条に規定する休日の日に限る。)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号アの業務	3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
前項第1号イ及びウの業務	3,000円
前項第2号の業務	1,700円
前項第3号の業務	1,700円
前項第4号の業務	1,200円
前項第5号の業務	900円

(教育実習等指導手当)

第31条 教育実習等指導手当は、附属学校の副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が、計画に基づく学生の教育実習の指導業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

(教育業務連絡指導手当)

第32条 教育業務連絡指導手当は、附属学校の教諭のうち、次の表に掲げる主任又は主事が、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる業務に従事したときに支給する。教育業務連絡指導手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。ただし、3学級未満の学年に置かれる学年主任には支給しない。

学校名	主任等
附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任
附属中学校 附属駒場中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任
附属高等学校 附属駒場高等学校 附属坂戸高等学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、研究主任、教育実習主任、農場長
附属視覚特別支援学校 附属聴覚特別支援学校 附属大塚特別支援学校 附属桐が丘特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、研究主任、教育実習主任
附属久里浜特別支援学校	教務主任、寮務主任

(極地観測手当)

第33条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職 務 の 級	手当額
一般職員（一）俸給表 6 級、5 級及び 4 級 教育職員（二）俸給表 3 級及び 2 級	3, 1 0 0 円
一般職員（一）俸給表 3 級	2, 4 0 0 円
一般職員（一）俸給表 2 級 教育職員（二）俸給表 1 級	2, 0 0 0 円
一般職員（一）俸給表 1 級	1, 9 0 0 円

（時間外勤務手当）

第 3 4 条 時間外勤務手当は、附属学校職員就業規則第 5 0 条第 1 項の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員に、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 1 2 5 を支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間（附属学校職員就業規則第 2 3 条の 2 の規定により、当該職員が育児短時間勤務をする日及び時間帯をいう。以下この条において同じ。）が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 1 日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 1 0 0 を支給する。

2 前項の勤務が深夜（午後 1 0 時後翌日の午前 5 時前の間をいう。以下同じ。）において行われた場合は、深夜の割増として 1 0 0 分の 2 5 を加えた 1 0 0 分の 1 5 0 を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 1 日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、1 0 0 分の 1 2 5 を支給する。

（休日給）

第 3 5 条 休日給は、附属学校職員就業規則第 4 7 条に規定する休日に勤務することを命じられた職員に、勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 1 3 5 を支給する。

2 前項の勤務が深夜において行われた場合は、深夜の割増として 1 0 0 分の 2 5 を加えた 1 0 0 分の 1 6 0 を休日給として支給する。

（時間外勤務手当及び休日給の特例）

第 3 5 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、附属学校職員就業規則第 5 0 条第 1 項の規定により所定の勤務時間以外の時間及び休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務（育児短時間勤務職員にあつては、正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務）及び休日にした勤務が 1 か月について 6 0 時間を超えた職員には、その 6 0 時間を超えた時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 1 5 0（その勤務が深夜である場合は、1 0 0 分の 1 7 5）を支給する。

2 職員が国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則第 1 9 条の 2 に規定する代替休暇を取得したときは、前項に規定する 6 0 時間を超えた時間のうち当該代替休暇に代えられた時間外勤務手当又は休日給の支給に係る時間に対しては、第 3 4 条第 1 項に規

定する時間外勤務手当(その時間が深夜である場合は、同条第2項に規定する時間外勤務手当)又は前条第1項に規定する休日給(その時間が深夜である場合は、同条第2項に規定する休日給)を支給する。

(時間外勤務手当及び休日給に係る支給の調整)

第35条の3 第42条の規定により教職調整額が支給される職員に係る時間外勤務手当及び休日給については、前3条の規定にかかわらず、同一の給与の計算期間において、当該規定により算出した額の合計額が教職調整額として算出した額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

(夜勤手当)

第36条 夜勤手当は、附属学校職員就業規則第49条の規定を適用される職員で所定の勤務時間が深夜に割り振られた場合には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25を支給する。ただし、前3条の規定により休日給が支給されることとなる場合には支給しない。

(宿日直手当)

第37条 宿日直手当は、職員が附属学校職員就業規則第53条の規定により宿日直勤務を命じられ従事した場合に支給するものとし、手当の額は勤務1回につき、7,230円とする。

(期末手当)

第38条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第39条までにおいて「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは附属学校職員就業規則第70条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡(以下「退職等」という。)した職員についても同様とする。ただし、基本年俸職員には支給しない。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職等した職員にあっては、退職等の日現在。以下この条から第39条までにおいて同じ。)において職員が受けるべき俸給月額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額)、俸給の調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額)、教職調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の教職調整額を算出率で除して得た額)、扶養手当及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額(次項及び第4項に規定する額を含む。)に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、表(1)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

在 職 期 間	割 合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 別表第11に定める職員にあっては、俸給月額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額)、俸給の調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額)、教職調整額(育児短時間勤務者にお

いては、育児短時間勤務者の教職調整額を算出率で除して得た額)及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)を前項に規定する合計額に加算して得た額とする。

4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1か月以内に退職等した職員についても同様とする。ただし、基本年俸職員には支給しない。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給月額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額)、俸給の調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額)、教職調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の教職調整額を算出率で除して得た額)及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて法人規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する教育研究等連携手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

3 前2項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(特別貢献手当)

第39条の2 特別貢献手当は、一の年度において、教育、研究その他の各分野におけるそれぞれの活動を通じて特に顕著な貢献があった場合であって学長が認めたときに限り、支給する。

2 前項の手当の額は、学長が決定する。

3 前2項に規定するもののほか、特別貢献手当の支給に係る基準その他の特別貢献手当の支給



に関し必要な事項は、教育、研究その他の各分野を所掌する副学長が別に定める。

4 副学長が前項の基準等を定め、又は改廃する場合は、学長の承認を得なければならない。

(義務教育等教員特別手当)

第40条 義務教育等教員特別手当は、附属学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員又は実習助手に支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額、職務の級及び号俸の別に応じて別表第12に掲げる額とする。ただし、附属坂戸高等学校の教員で次条に規定する産業教育手当が支給されている者については、4分の3を乗じて得た額とする。

(産業教育手当)

第41条 産業教育手当は、附属坂戸高等学校の副校長、主幹教諭及び教諭で高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭の免許状を有する者が、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する場合に支給する。産業教育手当の月額は、その者の俸給月額及び教職調整額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

2 附属坂戸高等学校の実習助手が、農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目について主幹教諭又は教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、産業教育手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

## 第8章 教職調整額

(教職調整額)

第42条 附属学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員又は実習助手の職務と勤務態様の特殊性を考慮し時間外勤務手当及び休日給の概念を含むものとして、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

## 第9章 休業給

(休業給)

第43条 職員が附属学校職員就業規則第28条に規定する研修休業又は附属学校職員就業規則第29条に規定する海外教育研究活動休業（以下「休業」という。）となった場合には、休業給を次に掲げるとおり支給する。

(1) 職員の休業が、当該月の初日から末日まで引き続く場合は、当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額（職員負担分）を支給する。

(2) 職員の休業の開始日又は終了日が当該月の中途となる場合は、当該月に支払われる給与が当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額（職員負担分）に満たない場合に限り、当該満たない額に相当する額を支給する。

## 第10章 雑則

(雑則)

第44条 この法人規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な細目は、法人規程で定める。

附 則

(施行日)

1 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

(俸給表)

2 第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、国立大学法人筑波大学職員の給与に関する規則(平成16年法人規則第7号。以下「給与規則」という。)第11条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた筑波大学法人職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第11条第1項に規定する俸給表の適用については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた同一の俸給表を適用するものとする。

(俸給月額)

3 承継職員の施行日における俸給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた俸給月額(期間を含む。)と同一とする。

(俸給の調整額)

4 承継職員の施行日における俸給の調整額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた調整数と同一とする。また、施行日の前日において人事院規則9-6附則(平成7年10月25日人事院規則9-6-25)相当の額を受けていた職員の俸給の調整額の支給については、従前のおりとする。

(扶養手当等)

5 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第27条に規定する扶養手当、同規則第30条に規定する住居手当、同規則第31条に規定する通勤手当及び同規則第32条に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第25条に規定する扶養手当、第27条に規定する住居手当、第28条に規定する通勤手当及び第29条に規定する単身赴任手当の支給については、別に要件の変更がない限り、従前のおりとする。

(調整手当の異動保障)

6 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第28条の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第26条の規定にかかわらず、従前のおりとする。

(期末手当等の在職期間)

7 承継職員の第38条第2項に規定する期末手当及び第39条第2項に規定する勤勉手当の「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間」には、平成17年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの在職した期間も含めるものとする。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

8 平成21年6月に支給する期末手当に関する第38条第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」とする。

(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

9 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第39条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

10 平成22年12月に支給する期末手当に関する第38条第2項の規定の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」とする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 1 1 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第39条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。  
(定年年齢の引上げに伴う経過措置)
- 1 2 次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第14項において「特定日」という。)以後、職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、職員の属する職務の級及び職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
  - (1) 一般職員(一)俸給表
  - (2) 一般職員(二)俸給表
  - (3) 教育職員(二)俸給表
  - (4) 教育職員(三)俸給表
  - (5) 医療職員(一)俸給表
  - (6) 医療職員(二)俸給表
- 1 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 附属学校職員就業規則第5条の規定により期間を定めて採用される職員のうち、同規則第22条に規定する産前産後休業又は同規則第23条に規定する育児休業を取得している職員に代わり臨時的に任用される職員
  - (2) 附属学校職員就業規則第14条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢制の特例(附則第16項において「管理監督職勤務上限年齢制の特例」という。)により引き続き管理監督職にある職員
- 1 4 附属学校職員就業規則第14条の2の規定により非管理監督職へ降任(附則第16項において「非管理監督職へ降任」という。)をした職員であつて、当該非管理監督職へ降任した日(以下この項において「降任日」という。)の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が降任日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額(附則第15項において「俸給月額差額相当額」という。)を俸給月額として支給する。
- 1 5 前項の規定による俸給月額差額相当額と当該俸給月額差額相当額を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 1 6 前2項の規定は、管理監督職勤務上限年齢制の特例により引き続き管理監督職にある職員が非管理監督職へ降任した場合について準用する。
- 1 7 附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第22条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

18 附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第40条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、「4分の3を乗じて得た額」とあるのは「4分の3を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則（平17.9.29法人規則56号）

- 1 この法人規則は、平成17年9月29日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年8月24日から適用する。
- 2 平成17年度における新規則第28条第3項の規定の適用については、同項第1号中「第4条第1項本文」とあるのは「附則第3項」と、同項第1号及び第2号中「12で除して得た額」とあるのは「7で除して得た額」と、「12を乗じて得た額」とあるのは「7を乗じて得た額」とする。

附 則（平17.11.24法人規則61号）

この法人規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平18.3.23法人規則18号）

（施行期日）

- 1 この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。  
（職務の級の切替え）
- 2 この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が次の表に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する新級欄に定める職務の級とする。

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職員（一）俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
一般職員（二）俸給表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級

	6級	5級
--	----	----

(号俸の切替え)

- 3 施行日の前日において改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第18号。以下「附属学校職員給与規則」という。）別表第1から別表第6までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて次の表に定める号俸とする。

イ 一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1

	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
1 0	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
1 1	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
1 2	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
1 3	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
1 4	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
1 5	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34

	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
1 6	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
1 7	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
1 8	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
1 9	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
2 0	3 月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
2 1	3 月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
2 2	3 月未滿			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未滿			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未滿			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未滿			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
2 3	3 月未滿			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未滿			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未滿			91	68	95	83				

	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							



	12 月以上			125							
3 2	3 月未滿			125							
	3 月以上 6 月未滿			125							
	6 月以上 9 月未滿			125							
	9 月以上 12 月未滿			125							
	12 月以上			125							
粹外 1	3 月未滿				85	109	89	77	69	53	
	3 月以上 6 月未滿				85	110	90	78	70	54	
	6 月以上 9 月未滿				86	111	91	79	71	55	
	9 月以上 12 月未滿				86	112	92	80	72	56	
	12 月以上				87	113	93	81	73	57	
粹外 2	3 月未滿				87			81	73	57	
	3 月以上 6 月未滿				87			82	74	58	
	6 月以上 9 月未滿				88			83	75	59	
	9 月以上 12 月未滿				88			84	76	60	
	12 月以上				89			85	77	61	
粹外 3	3 月未滿				89						
	3 月以上 6 月未滿				90						
	6 月以上 9 月未滿				91						
	9 月以上 12 月未滿				92						
	12 月以上				93						
粹外 4	3 月未滿				93						
	3 月以上 6 月未滿				94						
	6 月以上 9 月未滿				95						
	9 月以上 12 月未滿				96						
	12 月以上				97						
粹外 5	3 月未滿				97						
	3 月以上 6 月未滿				98						
	6 月以上 9 月未滿				99						
	9 月以上 12 月未滿				100						
	12 月以上				101						
粹外 6	3 月未滿				101						
	3 月以上 6 月未滿				102						
	6 月以上 9 月未滿				103						
	9 月以上 12 月未滿				104						
	12 月以上				105						
粹外 7	3 月未滿				105						
	3 月以上 6 月未滿				106						
	6 月以上 9 月未滿				107						
	9 月以上 12 月未滿				108						
	12 月以上				109						

枠外 8	3月未満				109						
	3月以上6月未満				109						
	6月以上9月未満				110						
	9月以上12月未満				110						
	12月以上				111						
枠外 9	3月未満				111						
	3月以上6月未満				111						
	6月以上9月未満				112						
	9月以上12月未満				112						
	12月以上				113						

ロ 一般職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	新号俸					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3

	9月以上12月未滿	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未滿	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36

	12 月以上	53	53	49	61	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	64	44	40
	12 月以上	57	57	53	65	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	68	48	44
	12 月以上	61	61	57	69	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	72	52	48
	12 月以上	65	65	61	73	53	49
1 8	3 月未滿	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	75	55	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	76	56	52
	12 月以上	69	69	65	77	57	53
1 9	3 月未滿	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66	79	59	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	66	80	60	56
	12 月以上	73	73	67	81	61	57
2 0	3 月未滿	73	73	67	81	61	57
	3 月以上 6 月未滿	74	74	67	82	62	58
	6 月以上 9 月未滿	75	75	68	83	63	59
	9 月以上 12 月未滿	76	76	68	84	64	60
	12 月以上	77	77	69	85	65	61
2 1	3 月未滿	77	77	69	85	65	61
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70	86	66	62
	6 月以上 9 月未滿	79	79	71	87	67	63
	9 月以上 12 月未滿	80	80	72	88	68	64
	12 月以上	81	81	73	89	69	65
2 2	3 月未滿	81	81	73	89	69	65
	3 月以上 6 月未滿	82	82	73	90	70	66
	6 月以上 9 月未滿	83	83	74	91	71	67
	9 月以上 12 月未滿	84	84	74	92	72	68
	12 月以上	85	85	75	93	73	69

2 3	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
2 4	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
2 5	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
2 6	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
2 7	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
2 8	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
2 9	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
3 0	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
3 1	3月未滿	117	117	95	125		

	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
3 2	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
3 3	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				
枠外 1	3月未満		129	97	129	93	
	3月以上6月未満		130	98	130	94	
	6月以上9月未満		131	99	131	95	
	9月以上12月未満		132	100	132	96	
	12月以上		133	101	133	97	
枠外 2	3月未満		133	101		97	
	3月以上6月未満		134	102		98	
	6月以上9月未満		135	103		99	
	9月以上12月未満		136	104		100	
	12月以上		137	105		101	
枠外 3	3月未満			105			
	3月以上6月未満			106			
	6月以上9月未満			107			
	9月以上12月未満			108			
	12月以上			109			
枠外 4	3月未満			109			
	3月以上6月未満			109			
	6月以上9月未満			110			
	9月以上12月未満			110			
	12月以上			111			

ハ 教育職員(二)俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1

	12 月以上			1	1
2	3 月未滿	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未滿	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未滿	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未滿	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未滿	7	7	1	1
	9 月以上 12 月未滿	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	1	1
4	3 月未滿	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未滿	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未滿	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未滿	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	5	1
5	3 月未滿	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未滿	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未滿	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未滿	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	9	1
6	3 月未滿	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未滿	18	18	10	2
	6 月以上 9 月未滿	19	19	11	3
	9 月以上 12 月未滿	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	13	5
7	3 月未滿	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未滿	22	22	14	6
	6 月以上 9 月未滿	23	23	15	7
	9 月以上 12 月未滿	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	17	9
8	3 月未滿	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未滿	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未滿	27	27	19	11
	9 月以上 12 月未滿	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	21	13
9	3 月未滿	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	23	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	24	16
	12 月以上	33	33	25	17

1 0	3月未滿	33	33	25	17
	3月以上6月未滿	34	34	26	18
	6月以上9月未滿	35	35	27	19
	9月以上12月未滿	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
1 1	3月未滿	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
1 2	3月未滿	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
1 3	3月未滿	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
1 4	3月未滿	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
1 5	3月未滿	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	46	37
	6月以上9月未滿	55	55	47	37
	9月以上12月未滿	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
1 6	3月未滿	57	57	49	
	3月以上6月未滿	58	58	50	
	6月以上9月未滿	59	59	51	
	9月以上12月未滿	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
1 7	3月未滿	61	61	53	
	3月以上6月未滿	62	62	54	
	6月以上9月未滿	63	63	55	
	9月以上12月未滿	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
1 8	3月未滿	65	65	57	



	3月以上6月未滿	66	66	58	
	6月以上9月未滿	67	67	59	
	9月以上12月未滿	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未滿	69	69	61	
	3月以上6月未滿	70	70	62	
	6月以上9月未滿	71	71	63	
	9月以上12月未滿	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未滿	73	73	65	
	3月以上6月未滿	74	74	66	
	6月以上9月未滿	75	75	67	
	9月以上12月未滿	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未滿	77	77	69	
	3月以上6月未滿	78	78	70	
	6月以上9月未滿	79	79	71	
	9月以上12月未滿	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未滿	81	81	73	
	3月以上6月未滿	82	82	74	
	6月以上9月未滿	83	83	75	
	9月以上12月未滿	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未滿	85	85	77	
	3月以上6月未滿	86	86	77	
	6月以上9月未滿	87	87	77	
	9月以上12月未滿	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未滿	89	89		
	3月以上6月未滿	90	90		
	6月以上9月未滿	91	91		
	9月以上12月未滿	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未滿	93	93		
	3月以上6月未滿	94	94		
	6月以上9月未滿	95	95		
	9月以上12月未滿	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		

	6 月以上 9 月未滿	99	99		
	9 月以上 12 月未滿	100	100		
	12 月以上	101	101		
2 7	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104		
	12 月以上	105	105		
2 8	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106		
	6 月以上 9 月未滿	107	107		
	9 月以上 12 月未滿	108	108		
	12 月以上	109	109		
2 9	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
3 0	3 月未滿	113	113		
	3 月以上 6 月未滿	114	114		
	6 月以上 9 月未滿	115	115		
	9 月以上 12 月未滿	116	116		
	12 月以上	117	117		
3 1	3 月未滿	117	117		
	3 月以上 6 月未滿	118	118		
	6 月以上 9 月未滿	119	119		
	9 月以上 12 月未滿	120	120		
	12 月以上	121	121		
3 2	3 月未滿	121	121		
	3 月以上 6 月未滿	122	122		
	6 月以上 9 月未滿	123	123		
	9 月以上 12 月未滿	124	124		
	12 月以上	125	125		
3 3	3 月未滿	125	125		
	3 月以上 6 月未滿	126	126		
	6 月以上 9 月未滿	127	127		
	9 月以上 12 月未滿	128	128		
	12 月以上	129	129		
3 4	3 月未滿	129			
	3 月以上 6 月未滿	130			
	6 月以上 9 月未滿	131			

	9 月以上 12 月未滿	132			
	12 月以上	133			
3 5	3 月未滿	133			
	3 月以上 6 月未滿	134			
	6 月以上 9 月未滿	135			
	9 月以上 12 月未滿	136			
	12 月以上	137			
3 6	3 月未滿	137			
	3 月以上 6 月未滿	138			
	6 月以上 9 月未滿	139			
	9 月以上 12 月未滿	140			
	12 月以上	141			
3 7	3 月未滿	141			
	3 月以上 6 月未滿	142			
	6 月以上 9 月未滿	143			
	9 月以上 12 月未滿	144			
	12 月以上	145			
3 8	3 月未滿	145			
	3 月以上 6 月未滿	146			
	6 月以上 9 月未滿	147			
	9 月以上 12 月未滿	148			
	12 月以上	149			
3 9	3 月未滿	149			
	3 月以上 6 月未滿	150			
	6 月以上 9 月未滿	151			
	9 月以上 12 月未滿	152			
	12 月以上	153			
4 0	3 月未滿	153			
	3 月以上 6 月未滿	153			
	6 月以上 9 月未滿	153			
	9 月以上 12 月未滿	153			
	12 月以上	153			
梓外 1	3 月未滿		129		
	3 月以上 6 月未滿		130		
	6 月以上 9 月未滿		131		
	9 月以上 12 月未滿		132		
	12 月以上		133		
梓外 2	3 月未滿		133		
	3 月以上 6 月未滿		134		
	6 月以上 9 月未滿		135		
	9 月以上 12 月未滿		136		

	12 月以上		137		
枠外 3	3 月未満		137		
	3 月以上 6 月未満		137		
	6 月以上 9 月未満		137		
	9 月以上 12 月未満		137		
	12 月以上		137		

ニ 教育職員(三)俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
1	3 月未満				1	1
	3 月以上 6 月未満				1	1
	6 月以上 9 月未満				1	1
	9 月以上 12 月未満				1	1
	12 月以上				1	1
2	3 月未満		1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満		3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満		4	4	1	1
	12 月以上		5	5	1	1
3	3 月未満		5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		6	6	2	1
	6 月以上 9 月未満		7	7	3	1
	9 月以上 12 月未満		8	8	4	1
	12 月以上		9	9	5	1
4	3 月未満		9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満		10	10	6	1
	6 月以上 9 月未満		11	11	7	1
	9 月以上 12 月未満		12	12	8	1
	12 月以上		13	13	9	1
5	3 月未満		13	13	9	1
	3 月以上 6 月未満		14	14	10	1
	6 月以上 9 月未満		15	15	11	1
	9 月以上 12 月未満		16	16	12	1
	12 月以上		17	17	13	1
6	3 月未満		17	17	13	1
	3 月以上 6 月未満		18	18	14	2
	6 月以上 9 月未満		19	19	15	3
	9 月以上 12 月未満		20	20	16	4
	12 月以上		21	21	17	5
7	3 月未満		21	21	17	5
	3 月以上 6 月未満		22	22	18	6

	6 月以上 9 月未滿	23	23	19	7
	9 月以上 12 月未滿	24	24	20	8
	12 月以上	25	25	21	9
8	3 月未滿	25	25	21	9
	3 月以上 6 月未滿	26	26	22	10
	6 月以上 9 月未滿	27	27	23	11
	9 月以上 12 月未滿	28	28	24	12
	12 月以上	29	29	25	13
9	3 月未滿	29	29	25	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	26	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	27	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	28	16
	12 月以上	33	33	29	17
1 0	3 月未滿	33	33	29	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	31	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	32	20
	12 月以上	37	37	33	21
1 1	3 月未滿	37	37	33	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	36	24
	12 月以上	41	41	37	25
1 2	3 月未滿	41	41	37	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	40	28
	12 月以上	45	45	41	29
1 3	3 月未滿	45	45	41	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44	32
	12 月以上	49	49	45	33
1 4	3 月未滿	49	49	45	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	36
	12 月以上	53	53	49	37
1 5	3 月未滿	53	53	49	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	37
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	37

	9月以上12月未滿	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未滿	57	57	53	
	3月以上6月未滿	58	58	54	
	6月以上9月未滿	59	59	55	
	9月以上12月未滿	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未滿	61	61	57	
	3月以上6月未滿	62	62	58	
	6月以上9月未滿	63	63	59	
	9月以上12月未滿	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未滿	65	65	61	
	3月以上6月未滿	66	66	62	
	6月以上9月未滿	67	67	63	
	9月以上12月未滿	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未滿	69	69	65	
	3月以上6月未滿	70	70	66	
	6月以上9月未滿	71	71	67	
	9月以上12月未滿	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未滿	73	73	69	
	3月以上6月未滿	74	74	70	
	6月以上9月未滿	75	75	71	
	9月以上12月未滿	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未滿	77	77	73	
	3月以上6月未滿	78	78	74	
	6月以上9月未滿	79	79	75	
	9月以上12月未滿	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未滿	81	81	77	
	3月以上6月未滿	82	82	78	
	6月以上9月未滿	83	83	79	
	9月以上12月未滿	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未滿	85	85	81	
	3月以上6月未滿	86	86	82	
	6月以上9月未滿	87	87	83	
	9月以上12月未滿	88	88	84	

	12 月以上	89	89	85	
2 4	3 月未滿	89	89	85	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	86	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	87	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
2 5	3 月未滿	93	93	89	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	90	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	91	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	92	
	12 月以上	97	97	93	
2 6	3 月未滿	97	97	93	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	93	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	93	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	93	
	12 月以上	101	101	93	
2 7	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104		
	12 月以上	105	105		
2 8	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106		
	6 月以上 9 月未滿	107	107		
	9 月以上 12 月未滿	108	108		
	12 月以上	109	109		
2 9	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
3 0	3 月未滿	113	113		
	3 月以上 6 月未滿	114	114		
	6 月以上 9 月未滿	115	115		
	9 月以上 12 月未滿	116	116		
	12 月以上	117	117		
3 1	3 月未滿	117	117		
	3 月以上 6 月未滿	118	118		
	6 月以上 9 月未滿	119	119		
	9 月以上 12 月未滿	120	120		
	12 月以上	121	121		

3 2	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		
	12 月以上	125	125		
3 3	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	125	126		
	6 月以上 9 月未満	125	127		
	9 月以上 12 月未満	125	128		
	12 月以上	125	129		
3 4	3 月未満		129		
	3 月以上 6 月未満		130		
	6 月以上 9 月未満		131		
	9 月以上 12 月未満		132		
	12 月以上		133		
3 5	3 月未満		133		
	3 月以上 6 月未満		134		
	6 月以上 9 月未満		135		
	9 月以上 12 月未満		136		
	12 月以上		137		
3 6	3 月未満		137		
	3 月以上 6 月未満		138		
	6 月以上 9 月未満		139		
	9 月以上 12 月未満		140		
	12 月以上		141		
枠外 1	3 月未満		141		
	3 月以上 6 月未満		142		
	6 月以上 9 月未満		143		
	9 月以上 12 月未満		144		
	12 月以上		145		
枠外 2	3 月未満		145		
	3 月以上 6 月未満		146		
	6 月以上 9 月未満		147		
	9 月以上 12 月未満		148		
	12 月以上		149		
枠外 3	3 月未満		149		
	3 月以上 6 月未満		149		
	6 月以上 9 月未満		149		
	9 月以上 12 月未満		149		
	12 月以上		149		

ホ 医療職員（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸



旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		1	3月未満			1	1	1
1	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
2	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
3	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
4	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
5	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
6	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
7	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
8	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12

	12 月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3 月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	33	33	29	25	21	17
1 0	3 月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12 月以上	37	37	37	33	29	25	21
1 1	3 月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12 月以上	41	41	41	37	33	29	25
1 2	3 月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12 月以上	45	45	45	41	37	33	29
1 3	3 月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33
1 4	3 月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12 月以上	57	57	57	53	49	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45

1 7	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
1 8	3月未滿	65	65	65	61	57	53	
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	
	12月以上	69	69	69	65	61	57	
1 9	3月未滿	69	69	69	65	61	57	
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	
	12月以上	73	73	73	69	65	61	
2 0	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
2 1	3月未滿	77	77	77	73	69		
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70		
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71		
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72		
	12月以上	81	81	81	77	73		
2 2	3月未滿	81	81	81	77	73		
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74		
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75		
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76		
	12月以上	85	85	85	81	77		
2 3	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80		
	12月以上	85	89	89	85	81		
2 4	3月未滿		89	89	85			
	3月以上6月未滿		90	90	86			
	6月以上9月未滿		91	91	87			
	9月以上12月未滿		92	92	88			
	12月以上		93	93	89			
2 5	3月未滿		93	93	89			

	3月以上6月未満		94	94	90			
	6月以上9月未満		95	95	91			
	9月以上12月未満		96	96	92			
	12月以上		97	97	93			
26	3月未満		97	97	93			
	3月以上6月未満		98	98	94			
	6月以上9月未満		99	99	95			
	9月以上12月未満		100	100	96			
	12月以上		101	101	97			
27	3月未満		101	101	97			
	3月以上6月未満		102	102	98			
	6月以上9月未満		103	103	99			
	9月以上12月未満		104	104	100			
	12月以上		105	105	101			
28	3月未満		105	105				
	3月以上6月未満		105	106				
	6月以上9月未満		105	107				
	9月以上12月未満		105	108				
	12月以上		105	109				
29	3月未満			109				
	3月以上6月未満			110				
	6月以上9月未満			111				
	9月以上12月未満			112				
	12月以上			113				
30	3月未満			113				
	3月以上6月未満			113				
	6月以上9月未満			113				
	9月以上12月未満			113				
	12月以上			113				
枠外1	3月未満				101	81		49
	3月以上6月未満				102	82		50
	6月以上9月未満				103	83		51
	9月以上12月未満				104	84		52
	12月以上				105	85		53

へ 医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1

	12 月以上			1	1	1	1	1
2	3 月未滿	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	3	3	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未滿	4	4	4	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3 月未滿	5	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	6	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	7	7	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未滿	8	8	8	4	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3 月未滿	9	9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	10	10	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未滿	11	11	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未滿	12	12	12	8	4	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3 月未滿	13	13	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	14	14	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未滿	15	15	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未滿	16	16	16	12	8	4	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3 月未滿	17	17	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未滿	18	18	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未滿	19	19	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未滿	20	20	20	16	12	8	4
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3 月未滿	21	21	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未滿	22	22	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3 月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12 月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3 月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	33	33	29	25	21	17

1 0	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
1 1	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
1 2	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
1 3	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
1 4	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
1 5	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
1 6	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
1 7	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
1 8	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49

	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上12月未滿	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			

	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	95			
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	96			
	12 月以上	101	101	101	97			
2 7	3 月未滿	101	101	101	97			
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	98			
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	99			
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104	100			
	12 月以上	105	105	105	101			
2 8	3 月未滿	105	105	105	101			
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	102			
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	103			
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108	104			
	12 月以上	109	109	109	105			
2 9	3 月未滿	109	109	109				
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110				
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111				
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112				
	12 月以上	113	113	113				
3 0	3 月未滿	113	113	113				
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114				
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115				
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116				
	12 月以上	117	117	117				
3 1	3 月未滿	117	117	117				
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118				
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119				
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120				
	12 月以上	121	121	121				
3 2	3 月未滿	121	121					
	3 月以上 6 月未滿	122	122					
	6 月以上 9 月未滿	123	123					
	9 月以上 12 月未滿	124	124					
	12 月以上	125	125					
3 3	3 月未滿	125	125					
	3 月以上 6 月未滿	126	126					
	6 月以上 9 月未滿	127	127					
	9 月以上 12 月未滿	128	128					
	12 月以上	129	129					
3 4	3 月未滿	129	129					
	3 月以上 6 月未滿	130	130					
	6 月以上 9 月未滿	131	131					



	9月以上12月未滿	132	132					
	12月以上	133	133					
3 5	3月未滿	133	133					
	3月以上6月未滿	134	134					
	6月以上9月未滿	135	135					
	9月以上12月未滿	136	136					
	12月以上	137	137					
3 6	3月未滿	137	137					
	3月以上6月未滿	138	138					
	6月以上9月未滿	139	139					
	9月以上12月未滿	140	140					
	12月以上	141	141					
3 7	3月未滿	141	141					
	3月以上6月未滿	142	142					
	6月以上9月未滿	143	143					
	9月以上12月未滿	144	144					
	12月以上	145	145					
3 8	3月未滿	145	145					
	3月以上6月未滿	146	146					
	6月以上9月未滿	147	147					
	9月以上12月未滿	148	148					
	12月以上	149	149					
3 9	3月未滿	149						
	3月以上6月未滿	150						
	6月以上9月未滿	151						
	9月以上12月未滿	152						
	12月以上	153						
4 0	3月未滿	153						
	3月以上6月未滿	154						
	6月以上9月未滿	155						
	9月以上12月未滿	156						
	12月以上	157						
4 1	3月未滿	157						
	3月以上6月未滿	158						
	6月以上9月未滿	159						
	9月以上12月未滿	160						
	12月以上	161						
梓外 1	3月未滿	161	149	121	105	85		
	3月以上6月未滿	162	150	122	106	86		
	6月以上9月未滿	163	151	123	107	87		
	9月以上12月未滿	164	152	124	108	88		

	12 月以上	165	153	125	109	89		
枠外 2	3 月未満	165			109	89		
	3 月以上 6 月未満	166			110	90		
	6 月以上 9 月未満	167			111	91		
	9 月以上 12 月未満	168			112	92		
	12 月以上	169			113	93		

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び法人規程に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、法人規程の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、施行日前の俸給月額と施行日後の俸給月額の差額（以下「俸給月額差額」という。）と施行日後の俸給月額を支給する。
- 6 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。
- 7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 8 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る附属学校職員給与規則第2条、第7条、第21条第2項及び第3項、第23条、第24条第2項及び第3項、第26条第1項、第38条第2項から第4項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

(平成22年3月31日までの間における特例)

- 9 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる附属学校職員給与規則の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第17条第2項		第17条第3項		
4号俸	3号俸	4号俸	3号俸	2号俸
3号俸	2号俸	3号俸	2号俸	1号俸

(俸給の調整額に関する経過措置)

- 10 第22条の規定により俸給月額の調整を行う職員（次項において「俸給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を俸給の調整額として支給する。

(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

1 1 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き俸給の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに俸給の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに俸給の調整額適用職員になったとした場合にこの法人規則による改正前の附属学校職員給与規則の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの法人規則による改正前の第22条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に、国の機関等から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額  
(派遣職員の給与に関する経過措置)

1 2 この法人規則施行の際現に国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)の規定により派遣されている職員の第23条の規定の適用については、施行日の前日までは、同条中「それに対する教育研究等連携手当」を「それに対する調整手当」と読み替えるものとする。

(平成24年3月31日までの間における第26条の規定による地域手当の支給割合)

1 3 平成24年3月31日までの間における東京都特別区の支給割合は、第26条表中の支給割合にかかわらず、次の表のとおりとする。

地 域	支給割合
東京都特別区	100分の16

附 則 (平19.2.9法人規則4号)

- 1 この法人規則は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則の一部を改正する法人規則(平成19年法人規則第2号)附則第2項の規定により再任用されている職員については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平19.3.22法人規則21号)

(施行期日)

- 1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(管理職手当に関する経過措置)
- 2 この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)第24条の規定により管理職手当を支給される職員のうち、管理職手当額が経過措置基準額(この新規則の施行の日の前日において占めていたこの法人規則による改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則第24条に規定する表に掲げる区分欄に定める区分に相当する新規則別表第9の職種欄に掲げる職種を占める職員で同日にその

者が受けていた管理職手当額に100分の99.76の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下この項において同じ。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当額として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

- 3 平成20年3月31日までの間においては、新規則第26条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 4 新規則第29条の2の規定は、平成16年4月2日からこの法人規則の施行の日の前日までの間に職員がその勤務場所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以降」とする。

#### 附 則（平19.12.20法人規則63号）

- 1 この法人規則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の改正規定 平成19年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者及び施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員については、適用しない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成19年4月2日から平成19年12月31日までにおいて採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。

#### 附 則（平20.3.13法人規則13号）

- 1 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

（育児短時間勤務をする職員に係る俸給月額、俸給の調整額及び管理職手当の経過措置）
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第18号。以下「新規則」という。）第32条に規定する育児短時間勤務者のうち、国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則（平成18年法人規則第18号。以下「平成18年改正規則」という。）附則第5項、第6項、第7項及び第10項並びに国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則（平成19年法人規則第21号。以下「平成19年改正規則」という。）附則第2項の規定が適用される職員については、平成18年改正規則附則第5項、第6項、第7項及び第10項の規定により支給する俸給月額差額及び俸給の調整額並びに平成19年改正規則附則第2項の規定により支給

する管理職手当額の額（以下「俸給月額差額等」という。）は、俸給月額差額等にそれぞれ新規規則第20条の2に規定する算出率を乗じて得た額とする。

附 則（平20.9.19法人規則32号）

この法人規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平21.2.26法人規則13号）

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平21.5.28法人規則39号）

この法人規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平21.11.26法人規則52号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成21年12月1日から施行する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に100分の99.76の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給する。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。  
（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条、第20条第1項第3号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第24条第2項及び第3項、第26条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平22.3.25法人規則16号）

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.11.29法人規則53号）

この法人規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平22.12.22法人規則57号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成23年1月1日から施行する。  
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額(同日において受けていた俸給月額に100分の99.59の割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。))をいう。以下同じ。)に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額(以下「俸給月額差額」という。)を支給する。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。  
(経過措置に係る給与の算出基礎)
- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条、第20条第1項第3号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第26条の2第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則 (平23.3.24法人規則25号)  
この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平24.3.29法人規則18号)  
(施行日)

- 1 この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額(同日において受けていた俸給月額に100分の99.1の割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。))をいう。以下同じ。)に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額(以下「俸給月額差額」という。)を支給し、平成26年度以降、俸給月額差額は支給しない。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。  
(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平24.5.31法人規則42号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。  
（俸給月額の特例）
- 2 平成26年3月31日までの間、俸給月額の支給に当たっては、俸給月額及び平成18年法人規則第18号第5項から第7項までに規定する俸給月額差額から、俸給月額及び俸給月額差額に、次の表に掲げる俸給表及び同表の職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級又は号俸	割合
一般職員（一）俸給表	7級以上	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
一般職員（二）俸給表	4級以上	100分の7.77
	3級以下	100分の4.77
教育職員（二）俸給表	3級以上	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
教育職員（三）俸給表	3級以上	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
医療職員（一）俸給表	3級から7級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
医療職員（二）俸給表	7級	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77

- 3 平成26年3月31日までの間、平成22年法人規則第57号第2項から第4項まで、第6項及び第8項に規定する俸給月額の支給に当たっては、前項の規定を適用する。
- 4 平成26年3月31日までの間、第2条、第7条、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、前2項の規定を適用する。
- 5 平成26年3月31日までの間、第24条第1項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 6 平成26年3月31日までの間、第38条第2項及び第3項並びに第39条第2項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 7 第2項から前項までの規定にかかわらず、平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間においては、第2項及び前2項に定める各割合に0.5を、平成24年7月1日から平成24年7月31日までの間においては、第2項及び第5項に定める各割合に0.7を乗ずるものとする。

附 則（平24. 5. 31 法人規則46号）

この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平24. 6. 28 法人規則49号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年7月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。  
（宿日直手当の経過措置）
- 2 第37条の規定にかかわらず、宿日直勤務を命じられ従事した舎監の業務を行う主幹教諭又は教諭（平成24年7月1日以降に採用される者を除く。）に対する宿日直手当の額は、平成22年4月1日から平成26年6月30日までの間においては、7,770円とする。

附 則（平25. 11. 28 法人規則50号）

この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平25. 11. 28 法人規則53号）

この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平26. 12. 18 法人規則43号）

- 1 この法人規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の改正規定 平成26年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成26年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成26年4月2日から平成26年12月31日までにおいて用れた者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。
- 5 この規則の施行日前において、国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）の適用を受けていた職員が、新規則において前各項の規定の適用を受けた場合は、旧規則の適用を受けていた期間において旧規則により支給された給与と新規則により支給されることとなる給与の差額に相当する額を一時金として支給し、給与の内払いとみなす。

附 則（平27. 3. 26 法人規則9号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成29年3月31日までの間、施行日前の俸給月額（国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則



の一部を改正する法人規則(平成22年法人規則第57号)附則第6項に掲げる表の職務の級以上の者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日以後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- 3 平成27年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。  
(経過措置に係る給与の算出基礎)
- 5 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則 (平28.2.18法人規則6号)  
(施行日)

- 1 この法人規則は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の規定 平成27年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成27年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣(国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)第2条第1号に規定するものをいう。)されている職員についてはこの限りではない。

附 則 (平28.2.18法人規則10号)  
この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平29.1.26法人規則4号)

- 1 この法人規則は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の規定 平成28年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣(国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)第2条第1号に規定するものをいう。)されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平 2 9 . 3 . 2 3 法 人 規 則 9 号）  
（施行日）

- 1 この法人規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。  
（扶養手当に関する経過措置）
- 2 平成 2 9 年度から平成 3 1 年度までにおける扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第 2 5 条第 2 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	対象者	手 当 額		
		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度
第 1 号	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	1 0 , 0 0 0 円	6 , 5 0 0 円	6 , 5 0 0 円（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの（以下「一般職員（一）8 級以上職員等」という。）にあっては、3 , 5 0 0 円）
第 2 号	満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子	1 人につき 8 , 0 0 0 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 1 0 , 0 0 0 円）	1 人につき 1 0 , 0 0 0 円	1 人につき 1 0 , 0 0 0 円
第 3 号	満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫	1 人につき 6 , 5 0 0 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9 , 0 0 0 円）	1 人につき 6 , 5 0 0 円	1 人につき 6 , 5 0 0 円（一般職員（一）8 級以上職員等にあっては、3 , 5 0 0 円）
第 4 号	満 6 0 歳以上の父母及び祖父母			
第 5 号	満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある弟妹			
第 6 号	重度心身障害者			

- 3 平成 2 9 年度における新規則第 2 5 条第 4 項の規定の適用については、なお、従前の例による。
- 4 平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度における新規則第 2 5 条第 4 項の規定の適用については、同

項中「扶養親族（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 5 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、平成27年4月1日前において受けていた俸給月額（平成22年法人規則第57号附則第6項に掲げる表の職務の級以上の者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日以後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 6 平成27年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて俸給を支給する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置に係る給与の算出基礎）
- 8 前3項の規定による俸給を支給される職員に係る新規則第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平30.1.25法人規則4号）

- 1 この法人規則は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の規定 平成29年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成29年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平30.3.22法人規則16号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31.1.24法人規則4号）

- 1 この法人規則は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の規定 平成30年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」とい

う。)の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣(国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)第2条第1号に規定するものをいう。)されている職員についてはこの限りではない。

附 則(平31.1.24法人規則8号)

この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令元.12.26法人規則22号)

この法人規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令2.1.23法人規則5号)

- 1 この法人規則は、令和2年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の規定 令和元年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣(国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)第2条第1号に規定するものをいう。)されている職員についてはこの限りではない。

附 則(令2.3.26法人規則28号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(住居手当に関する経過措置)
- 2 この法人規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において支給を受けていた住居手当の月額(以下「改正前の手当額」という。)が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものの住居手当の月額は、改正後の第27条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までの間、改正前の手当額から2,000円を控除した額とする。
  - (1) 改正後の第27条の表に掲げる職員の区分のいずれにも該当しないこととなる職員
  - (2) 改正前の手当額と改正後の第27条の規定により算出した住居手当の月額との差額が2,000円を超えることとなる職員

附 則(令3.3.18法人規則10号)

この法人規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令3.12.23法人規則24号)

この法人規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令4.3.24法人規則32号)

この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令４．１０．２７法人規則５８号）

この法人規則は、令和４年１月１日から施行する。

附 則（令５．３．２３法人規則２３号）

この法人規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令５．７．２７法人規則４５号）

この法人規則は、令和５年７月２７日から施行し、この法人規則による改正後の第３９条の２第２項の規定は、同年４月１日から適用する。

附 則（令６．１．２５法人規則１４号）

- 1 この法人規則は、令和６年２月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和５年１２月１日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成１６年法人規則第１８号）第２条第１号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（令６．３．２８法人規則４３号）

この法人規則は、令和６年４月１日から施行する。

別表第1 一般職員（一）俸給表（第11条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。



別表第2 一般職員（二）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

備考

この表は、技能職員及び労務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第3 教育職員（二）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	177,200	219,700	337,700	418,400
2	178,700	221,400	339,700	420,400
3	180,300	222,900	341,700	422,400
4	181,800	224,400	343,700	424,100
5	183,400	226,100	345,700	425,600
6	185,300	227,500	347,300	427,300
7	187,100	228,800	348,900	429,100
8	189,000	230,200	350,400	430,900
9	190,700	231,700	351,900	432,300
10	192,800	233,400	353,900	434,200
11	194,800	235,100	355,900	436,100
12	196,800	236,700	357,800	437,900
13	198,800	238,200	359,600	439,600
14	201,000	240,200	361,600	441,400
15	203,200	242,100	363,500	443,100
16	205,400	244,000	365,200	444,900
17	207,400	245,600	366,800	446,700
18	209,500	248,100	368,600	448,600
19	211,700	250,600	370,400	450,500
20	213,600	253,100	372,200	452,400
21	215,700	255,300	373,500	454,000
22	217,300	257,700	375,400	455,700
23	218,800	260,000	377,100	457,600
24	220,300	262,200	378,800	459,300
25	221,800	264,400	380,200	461,000
26	223,000	266,600	382,000	462,600
27	224,200	269,000	383,800	464,200
28	225,500	271,100	385,700	465,700
29	226,900	273,300	387,500	467,100
30	228,400	275,600	389,300	468,400
31	230,000	277,800	391,200	469,700
32	231,400	279,900	393,100	471,000
33	232,800	281,900	394,900	472,100
34	234,500	284,200	396,500	472,800
35	236,300	286,400	398,000	473,500
36	237,800	288,400	399,600	474,200
37	239,200	290,400	401,000	474,800
38	240,700	292,100	402,400	
39	242,200	293,900	403,800	
40	243,700	295,600	405,100	
41	245,000	297,000	406,400	
42	246,300	299,000	407,800	
43	247,500	300,900	409,200	
44	248,600	302,900	410,600	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
45	249,700	304,900	411,800	
46	250,900	307,000	413,300	
47	252,100	309,200	414,800	
48	253,100	311,400	416,300	
49	254,300	313,600	417,700	
50	255,600	315,900	419,400	
51	256,800	318,100	421,100	
52	258,100	320,200	422,700	
53	259,200	322,200	424,100	
54	260,400	323,700	425,700	
55	261,700	325,200	427,300	
56	262,700	326,700	428,900	
57	263,700	328,300	430,500	
58	264,400	330,300	432,000	
59	265,400	332,300	433,200	
60	266,400	334,200	434,400	
61	267,400	335,900	435,500	
62	268,200	337,900	436,900	
63	269,000	339,900	438,400	
64	269,800	341,800	439,700	
65	270,900	343,500	440,700	
66	272,200	345,500	442,000	
67	273,500	347,500	443,200	
68	274,800	349,500	444,400	
69	276,000	351,300	445,400	
70	277,100	353,200	446,600	
71	278,200	355,100	447,800	
72	279,300	357,000	449,000	
73	280,500	358,700	450,200	
74	281,500	360,600	450,700	
75	282,500	362,400	451,100	
76	283,400	364,300	451,500	
77	284,300	366,100	452,200	
78	285,300	367,800		
79	286,300	369,400		
80	287,300	371,000		
81	287,900	372,300		
82	289,100	373,900		
83	290,200	375,400		
84	291,300	376,800		
85	292,000	377,900		
86	293,100	379,300		
87	294,100	380,700		
88	295,100	382,000		
89	296,100	383,100		
90	297,200	384,400		
91	298,300	385,500		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
92	299,300	386,700		
93	299,900	387,600		
94	300,800	388,900		
95	301,800	390,200		
96	302,900	391,500		
97	304,100	392,800		
98	305,200	393,800		
99	306,200	394,800		
100	307,200	395,800		
101	308,000	396,500		
102	309,100	397,500		
103	310,100	398,600		
104	311,100	399,700		
105	311,700	400,700		
106	312,500	401,500		
107	313,300	402,300		
108	314,000	403,100		
109	314,800	403,900		
110	315,000	404,800		
111	315,500	405,600		
112	316,100	406,400		
113	316,600	407,300		
114	317,100	408,000		
115	317,700	408,700		
116	318,200	409,400		
117	318,500	409,800		
118	319,000	410,400		
119	319,400	410,900		
120	319,900	411,400		
121	320,200	411,600		
122	320,800	411,900		
123	321,400	412,200		
124	322,000	412,400		
125	322,400	412,600		
126	322,700	412,900		
127	323,000	413,200		
128	323,200	413,400		
129	323,400	413,600		
130	323,700	413,900		
131	324,000	414,200		
132	324,300	414,400		
133	324,500	414,600		
134	324,700	414,900		
135	324,900	415,200		
136	325,300	415,400		
137	325,500	415,600		
138	325,700	415,900		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
139	326,000	416,200		
140	326,300	416,400		
141	326,500	416,600		
142	326,700	416,900		
143	327,000	417,200		
144	327,200	417,400		
145	327,500	417,600		
146	327,700			
147	327,900			
148	328,100			
149	328,500			
150	328,700			
151	328,900			
152	329,200			
153	329,500			

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校並びに学長が指定する学校に勤務する教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その級が3級である副校長の俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



別表第4 教育職員（三）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	177,200	193,400	303,200	408,500
2	178,700	195,500	305,800	410,100
3	180,300	197,600	308,600	411,700
4	181,800	199,800	311,000	413,200
5	183,400	201,900	313,300	414,200
6	185,300	204,100	315,400	415,600
7	187,100	206,300	317,500	417,000
8	189,000	208,500	319,600	418,400
9	190,700	210,500	321,600	419,700
10	192,800	212,900	323,800	421,200
11	194,800	215,200	326,100	422,700
12	196,800	217,400	328,400	424,100
13	198,800	219,700	330,600	425,600
14	201,000	221,400	332,400	426,900
15	203,200	222,900	334,200	428,200
16	205,400	224,400	335,900	429,500
17	207,400	226,100	337,700	430,800
18	209,500	227,500	339,700	432,100
19	211,700	228,800	341,700	433,300
20	213,600	230,200	343,700	434,600
21	215,700	231,700	345,700	435,700
22	217,300	233,400	347,300	436,900
23	218,800	235,100	348,900	438,300
24	220,300	236,700	350,400	439,600
25	221,800	238,200	351,900	440,900
26	223,000	240,200	353,700	442,100
27	224,200	242,100	355,400	443,100
28	225,500	244,000	357,100	444,200
29	226,800	245,600	358,700	445,200
30	228,300	248,100	360,300	446,000
31	229,800	250,600	361,900	446,800
32	231,300	253,100	363,400	447,700
33	232,600	255,300	364,700	448,600
34	234,200	257,700	366,200	449,100
35	235,900	260,000	367,700	449,600
36	237,300	262,200	369,400	450,100
37	238,600	264,400	371,000	450,600
38	240,000	266,600	372,600	
39	241,400	269,000	374,000	
40	242,800	271,100	375,500	
41	244,000	273,300	376,400	
42	245,300	275,600	377,800	
43	246,500	277,800	379,200	
44	247,800	279,900	380,700	
45	249,100	281,900	382,000	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
46	250,400	284,200	383,700	
47	251,600	286,400	385,300	
48	252,700	288,400	386,900	
49	253,800	290,400	388,200	
50	255,100	292,100	389,700	
51	256,400	293,900	391,100	
52	257,400	295,600	392,400	
53	258,500	297,000	393,300	
54	259,900	299,000	394,700	
55	260,900	300,900	396,000	
56	261,900	302,900	397,000	
57	262,900	304,900	397,900	
58	263,900	307,000	399,000	
59	264,900	309,200	400,100	
60	265,900	311,400	401,300	
61	266,700	313,600	402,300	
62	267,400	315,900	403,500	
63	268,100	318,100	404,800	
64	268,700	320,200	406,000	
65	269,500	322,200	407,400	
66	270,700	323,700	408,600	
67	271,800	325,200	409,700	
68	272,900	326,700	410,800	
69	274,200	328,300	411,800	
70	275,600	330,300	412,900	
71	276,800	332,300	414,000	
72	278,000	334,200	415,100	
73	278,800	335,800	416,000	
74	279,700	337,800	416,800	
75	280,700	339,700	417,500	
76	281,700	341,600	418,000	
77	282,600	343,400	418,300	
78	283,600	345,200	418,800	
79	284,700	346,900	419,300	
80	285,500	348,600	419,800	
81	286,200	350,400	420,000	
82	287,000	352,200	420,300	
83	287,800	353,700	420,700	
84	288,600	355,400	420,900	
85	289,500	356,600	421,200	
86	290,300	358,200	421,600	
87	291,000	359,700	422,000	
88	291,800	361,200	422,300	
89	292,700	362,500	422,700	
90	293,600	363,800	423,000	
91	294,500	365,100	423,300	
92	295,200	366,500	423,500	
93	295,500	367,900	423,700	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
94	296,200	369,200		
95	296,900	370,400		
96	297,600	371,500		
97	298,300	372,300		
98	299,100	373,400		
99	299,900	374,500		
100	300,600	375,500		
101	301,300	376,000		
102	301,700	376,900		
103	302,100	377,700		
104	302,500	378,500		
105	302,700	379,400		
106	303,000	380,400		
107	303,300	381,300		
108	303,500	382,200		
109	303,700	383,200		
110	303,900	384,100		
111	304,100	384,900		
112	304,400	385,700		
113	304,700	386,400		
114	304,900	387,400		
115	305,100	388,400		
116	305,400	389,400		
117	305,800	390,200		
118	306,000	390,800		
119	306,300	391,500		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,500		
126		396,300		
127		396,900		
128		397,600		
129		398,300		
130		398,800		
131		399,200		
132		399,600		
133		400,100		
134		400,400		
135		400,700		
136		401,000		
137		401,300		
138		401,600		
139		401,900		
140		402,200		
141		402,500		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
142		402,800		
143		403,100		
144		403,400		
145		403,600		
146		403,900		
147		404,200		
148		404,400		
149		404,600		
150		404,900		
151		405,200		
152		405,400		
153		405,600		
154		405,900		
155		406,200		
156		406,400		
157		406,600		

備考

- 1 この表は、小学校、中学校に勤務する教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その級が3級である副校長の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 医療職員（一）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				

備考

この表は、医療技術に従事する職員（看護業務に従事する職員を除く。）その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第6 医療職員（二）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500



職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
169	311,600						

備考

この表は、看護業務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第7 基本年俸表（第11条の2関係）

号俸	基本年俸	基本月額
1	1,920,000	160,000
2	2,160,000	180,000
3	2,400,000	200,000
4	2,640,000	220,000
5	2,880,000	240,000
6	3,120,000	260,000
7	3,360,000	280,000
8	3,600,000	300,000
9	3,840,000	320,000
10	4,080,000	340,000
11	4,320,000	360,000
12	4,560,000	380,000
13	4,800,000	400,000
14	5,040,000	420,000
15	5,280,000	440,000
16	5,520,000	460,000
17	5,760,000	480,000
18	6,000,000	500,000
19	6,240,000	520,000
20	6,480,000	540,000
21	6,720,000	560,000
22	6,960,000	580,000
23	7,200,000	600,000
24	7,440,000	620,000
25	7,680,000	640,000
26	7,920,000	660,000
27	8,160,000	680,000
28	8,400,000	700,000
29	8,640,000	720,000
30	8,880,000	740,000
31	9,120,000	760,000
32	9,360,000	780,000
33	9,600,000	800,000
34	9,840,000	820,000
35	10,080,000	840,000
36	10,320,000	860,000
37	10,560,000	880,000
38	10,800,000	900,000
39	11,040,000	920,000

40	11,280,000	940,000
41	11,520,000	960,000
42	11,760,000	980,000
43	12,000,000	1,000,000
44	12,240,000	1,020,000
45	12,480,000	1,040,000
46	12,720,000	1,060,000
47	12,960,000	1,080,000
48	13,200,000	1,100,000
49	13,440,000	1,120,000
50	13,680,000	1,140,000
51	13,920,000	1,160,000
52	14,160,000	1,180,000
53	14,400,000	1,200,000
54	14,640,000	1,220,000
55	14,880,000	1,240,000
56	15,120,000	1,260,000
57	15,360,000	1,280,000
58	15,600,000	1,300,000
59	15,840,000	1,320,000
60	16,080,000	1,340,000
61	16,320,000	1,360,000
62	16,560,000	1,380,000
63	16,800,000	1,400,000
64	18,000,000	1,500,000
65	19,200,000	1,600,000
66	20,400,000	1,700,000
67	21,600,000	1,800,000
68	22,800,000	1,900,000
69	24,000,000	2,000,000
70	25,200,000	2,100,000

別表第8（第22条関係）

区 分	職 員	調整数
一 附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校、附属久里浜特別支援学校	(1) 授業を担当し生徒等と直接接することを常態とする校長又は副校長	2
	(2) 特殊教育に直接従事することを本務とする主幹教諭又は教諭	
	(3) 養護教諭	
	(4) 寄宿舎指導員	
	(5) 校長又は副校長（(1)に掲げる者を除く。）	1
	(6) 主幹教諭又は教諭（(2)に掲げる者を除く。）	
二 附属視覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校、附属久里浜特別支援学校	栄養教諭	2
三 附属久里浜特別支援学校	看護助手	2
	看護師	1

別表第9（第22条関係）

ア 一般職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円

イ 一般職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円

ウ 教育職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,000円
4級	13,100円

エ 教育職員（三）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	8,400円
2級	11,000円
3級	11,500円
4級	12,700円

オ 医療職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円

カ 医療職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円



別表第10（第24条関係）

職 種		管理職手当額
附属学校	附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の校長	76,100円
	附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の副校長	57,100円
	附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の部主事	34,300円

別表第11 (第38条関係)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職員(一) 俸給表	8級	100分の20
	7級、6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職員(二) 俸給表	5級	100分の10
	4級、3級(労務職員(乙)に該当するもので、基準日現在の経験年数が40年(中学卒)以上又は基準日現在の経験年数が40年(中学卒)未満の職員で職員となった日から基準日までの引き続いた在職期間が20年以上の年数であるもの及び3級に引き続き1年以上在職した職員に限る。)	100分の5
教育職員(二) 俸給表	4級	100分の15
教育職員(三) 俸給表	3級	100分の10
教育職員(二) 俸給表	2級(基準日現在2級45号俸以上のものに限る。 (下欄該当者を除く。))	100分の5
	1級(基準日現在1級117号俸以上のものに限る。)	
	2級(基準日現在2級117号俸以上のものに限る。)	100分の10
教育職員(三) 俸給表	2級(基準日現在2級57号俸以上のものに限る。 (下欄該当者を除く。))	100分の5
	1級(基準日現在1級117号俸以上のものに限る。)	
	2級(基準日現在2級129号俸以上のものに限る。)	100分の10
医療職員(一) 俸給表	6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級、3級、2級(2級の職員については、基準日現在2級53号俸以上のものに限る。)	100分の5
医療職員(二) 俸給表	6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級、2級(2級の職員については、基準日現在2級61号俸以上のものに限る。)	100分の5

別表第12（第40条関係）

ア 教育職員（二）俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	5,000	6,300	12,800	17,100
2	5,000	6,300	12,800	17,100
3	5,000	6,300	12,800	17,100
4	5,000	6,300	12,800	17,100
5	5,200	6,600	13,200	17,500
6	5,200	6,600	13,200	17,500
7	5,200	6,600	13,200	17,500
8	5,200	6,600	13,200	17,500
9	5,400	7,000	13,600	17,900
10	5,400	7,000	13,600	17,900
11	5,400	7,000	13,600	17,900
12	5,400	7,000	13,600	17,900
13	5,600	7,300	14,000	18,300
14	5,600	7,300	14,000	18,300
15	5,600	7,300	14,000	18,300
16	5,600	7,300	14,000	18,300
17	5,900	7,600	14,400	18,700
18	5,900	7,600	14,400	18,700
19	5,900	7,600	14,400	18,700
20	5,900	7,600	14,400	18,700
21	6,200	7,900	14,800	19,000
22	6,200	7,900	14,800	19,000
23	6,200	7,900	14,800	19,000
24	6,200	7,900	14,800	19,000
25	6,500	8,300	15,100	19,400
26	6,500	8,300	15,100	19,400
27	6,500	8,300	15,100	19,400
28	6,500	8,300	15,100	19,400
29	6,800	8,900	15,500	19,600
30	6,800	8,900	15,500	19,600
31	6,800	8,900	15,500	19,600
32	6,800	8,900	15,500	19,600
33	7,100	9,300	15,900	19,900
34	7,100	9,300	15,900	19,900
35	7,100	9,300	15,900	19,900
36	7,100	9,300	15,900	19,900
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38	7,400	9,700	16,300	
39	7,400	9,700	16,300	
40	7,400	9,700	16,300	
41	7,700	10,500	16,700	
42	7,700	10,500	16,700	
43	7,700	10,500	16,700	
44	7,700	10,500	16,700	
45	8,000	10,900	17,100	
46	8,000	10,900	17,100	
47	8,000	10,900	17,100	
48	8,000	10,900	17,100	
49	8,300	11,300	17,400	
50	8,300	11,300	17,400	
51	8,300	11,300	17,400	
52	8,300	11,300	17,400	

イ 教育職員（三）俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	5,000	5,400	10,700	17,100
2	5,000	5,400	10,700	17,100
3	5,000	5,400	10,700	17,100
4	5,000	5,400	10,700	17,100
5	5,200	5,700	11,100	17,500
6	5,200	5,700	11,100	17,500
7	5,200	5,700	11,100	17,500
8	5,200	5,700	11,100	17,500
9	5,400	6,000	11,500	17,900
10	5,400	6,000	11,500	17,900
11	5,400	6,000	11,500	17,900
12	5,400	6,000	11,500	17,900
13	5,600	6,300	12,400	18,300
14	5,600	6,300	12,400	18,300
15	5,600	6,300	12,400	18,300
16	5,600	6,300	12,400	18,300
17	5,900	6,600	12,800	18,700
18	5,900	6,600	12,800	18,700
19	5,900	6,600	12,800	18,700
20	5,900	6,600	12,800	18,700
21	6,200	7,000	13,200	19,000
22	6,200	7,000	13,200	19,000
23	6,200	7,000	13,200	19,000
24	6,200	7,000	13,200	19,000
25	6,500	7,300	13,600	19,400
26	6,500	7,300	13,600	19,400
27	6,500	7,300	13,600	19,400
28	6,500	7,300	13,600	19,400
29	6,800	7,600	14,000	19,600
30	6,800	7,600	14,000	19,600
31	6,800	7,600	14,000	19,600
32	6,800	7,600	14,000	19,600
33	7,100	7,900	14,400	19,900
34	7,100	7,900	14,400	19,900
35	7,100	7,900	14,400	19,900
36	7,100	7,900	14,400	19,900
37	7,400	8,300	14,800	20,200
38	7,400	8,300	14,800	
39	7,400	8,300	14,800	
40	7,400	8,300	14,800	
41	7,700	8,900	15,100	
42	7,700	8,900	15,100	
43	7,700	8,900	15,100	
44	7,700	8,900	15,100	
45	8,000	9,300	15,500	
46	8,000	9,300	15,500	
47	8,000	9,300	15,500	
48	8,000	9,300	15,500	
49	8,300	9,700	15,900	
50	8,300	9,700	15,900	
51	8,300	9,700	15,900	
52	8,300	9,700	15,900	

53	8,600	12,100	17,700	
54	8,600	12,100	17,700	
55	8,600	12,100	17,700	
56	8,600	12,100	17,700	
57	8,800	12,500	18,000	
58	8,800	12,500	18,000	
59	8,800	12,500	18,000	
60	8,800	12,500	18,000	
61	9,100	12,900	18,300	
62	9,100	12,900	18,300	
63	9,100	12,900	18,300	
64	9,100	12,900	18,300	
65	9,400	13,300	18,500	
66	9,400	13,300	18,500	
67	9,400	13,300	18,500	
68	9,400	13,300	18,500	
69	9,700	13,700	18,700	
70	9,700	13,700	18,700	
71	9,700	13,700	18,700	
72	9,700	13,700	18,700	
73	9,900	14,000	18,900	
74	9,900	14,000	18,900	
75	9,900	14,000	18,900	
76	9,900	14,000	18,900	
77	10,200	14,400	19,100	
78	10,200	14,400		
79	10,200	14,400		
80	10,200	14,400		
81	10,400	14,700		
82	10,400	14,700		
83	10,400	14,700		
84	10,400	14,700		
85	10,600	15,000		
86	10,600	15,000		
87	10,600	15,000		
88	10,600	15,000		
89	10,800	15,400		
90	10,800	15,400		
91	10,800	15,400		
92	10,800	15,400		
93	11,000	15,700		
94	11,000	15,700		
95	11,000	15,700		
96	11,000	15,700		
97	11,200	16,000		
98	11,200	16,000		
99	11,200	16,000		
100	11,200	16,000		
101	11,400	16,300		
102	11,400	16,300		
103	11,400	16,300		
104	11,400	16,300		
105	11,500	16,500		
106	11,500	16,500		
107	11,500	16,500		
108	11,500	16,500		
109	11,600	16,800		

53	8,600	10,500	16,300	
54	8,600	10,500	16,300	
55	8,600	10,500	16,300	
56	8,600	10,500	16,300	
57	8,800	10,900	16,700	
58	8,800	10,900	16,700	
59	8,800	10,900	16,700	
60	8,800	10,900	16,700	
61	9,100	11,300	17,100	
62	9,100	11,300	17,100	
63	9,100	11,300	17,100	
64	9,100	11,300	17,100	
65	9,400	12,100	17,400	
66	9,400	12,100	17,400	
67	9,400	12,100	17,400	
68	9,400	12,100	17,400	
69	9,700	12,500	17,700	
70	9,700	12,500	17,700	
71	9,700	12,500	17,700	
72	9,700	12,500	17,700	
73	9,900	12,900	18,000	
74	9,900	12,900	18,000	
75	9,900	12,900	18,000	
76	9,900	12,900	18,000	
77	10,200	13,300	18,300	
78	10,200	13,300	18,300	
79	10,200	13,300	18,300	
80	10,200	13,300	18,300	
81	10,400	13,700	18,500	
82	10,400	13,700	18,500	
83	10,400	13,700	18,500	
84	10,400	13,700	18,500	
85	10,600	14,000	18,700	
86	10,600	14,000	18,700	
87	10,600	14,000	18,700	
88	10,600	14,000	18,700	
89	10,800	14,400	18,900	
90	10,800	14,400	18,900	
91	10,800	14,400	18,900	
92	10,800	14,400	18,900	
93	11,000	14,700	19,100	
94	11,000	14,700		
95	11,000	14,700		
96	11,000	14,700		
97	11,200	15,000		
98	11,200	15,000		
99	11,200	15,000		
100	11,200	15,000		
101	11,400	15,400		
102	11,400	15,400		
103	11,400	15,400		
104	11,400	15,400		
105	11,500	15,700		
106	11,500	15,700		
107	11,500	15,700		
108	11,500	15,700		
109	11,600	16,000		

110	11,600	16,800		
111	11,600	16,800		
112	11,600	16,800		
113	11,700	17,000		
114	11,700	17,000		
115	11,700	17,000		
116	11,700	17,000		
117	11,900	17,200		
118	11,900	17,200		
119	11,900	17,200		
120	11,900	17,200		
121	12,000	17,400		
122	12,000	17,400		
123	12,000	17,400		
124	12,000	17,400		
125	12,100	17,600		
126	12,100	17,600		
127	12,100	17,600		
128	12,100	17,600		
129	12,300	17,600		
130	12,300	17,600		
131	12,300	17,600		
132	12,300	17,600		
133	12,400	17,600		
134	12,400	17,600		
135	12,400	17,600		
136	12,400	17,600		
137	12,500	17,600		
138	12,500			
139	12,500			
140	12,500			
141	12,600			
142	12,600			
143	12,600			
144	12,600			
145	12,800			
146	12,800			
147	12,800			
148	12,800			
149	12,900			
150	12,900			
151	12,900			
152	12,900			
153	13,000			

110	11,600	16,000		
111	11,600	16,000		
112	11,600	16,000		
113	11,700	16,300		
114	11,700	16,300		
115	11,700	16,300		
116	11,700	16,300		
117	11,900	16,500		
118	11,900	16,500		
119	11,900	16,500		
120	11,900	16,500		
121	12,000	16,800		
122	12,000	16,800		
123	12,000	16,800		
124	12,000	16,800		
125	12,100	17,000		
126		17,000		
127		17,000		
128		17,000		
129		17,200		
130		17,200		
131		17,200		
132		17,200		
133		17,400		
134		17,400		
135		17,400		
136		17,400		
137		17,600		
138		17,600		
139		17,600		
140		17,600		
141		17,600		
142		17,600		
143		17,600		
144		17,600		
145		17,600		
146		17,600		
147		17,600		
148		17,600		
149		17,600		